

関川村分別収集計画

(第10期計画)

令和4年6月 策定
関川村住民税務課

関川村分別収集計画

令和4年6月29日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体それぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、関川村の一般廃棄物（ごみ）の総排出量は、徐々に減少してきているものの、これは人口の減少が要因となっているものであり、年間1人当たりの排出量はほぼ横ばいの状態となっている。

また、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、村が処理を委託している村上市の最終処分場は残余容量が11年分しかないにもかかわらず、次の候補地の目途が立っていないという厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、村民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
容器包装廃棄物	t 136.0	t 132.8	t 129.7	t 126.8	t 123.9

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の抑制を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、村民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、ごみの減量化やリサイクルを促進するため各種の方策を実施する。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本を活用した環境教育、ごみ処理施設の見学等、あらゆる機会を活用し、村民、事業者に対して、ごみの排出量の推移、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、並びに温室効果ガス削減等による環境負荷軽減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制

商品の過剰包装を抑制し、小売店等での包装の簡素化を進める。

(3) マイバック持参の推進

ごみとなるレジ袋を削減するため、マイバックの持参と普及のための啓発に取り組む。

(4) リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進のため、啓発に取り組む。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、村民の協力度、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の種類
主としてスチール製の容器	缶
主としてアルミ製の容器	
主として ガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等をじゅうてんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ (以下「白色トレイ」と表記) ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位: t/年)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
主としてスチール製の容器	14.8	14.5	14.1	13.8	13.5
主としてアルミ製の容器	3.7	3.6	3.5	3.5	3.4
無色のガラス製容器	16.1	15.8	15.4	15.0	14.7
茶色のガラス製容器	21.9	21.4	20.9	20.4	19.9
その他のガラス製容器	7.6	7.4	7.3	7.1	6.9
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
主として段ボール製の容器	25.1	24.5	23.9	23.4	22.8
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等をじゅうてんするためのもの	11.2	10.9	10.7	10.4	10.2
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 33.1	(合計) 32.3	(合計) 31.5	(合計) 30.8	(合計) 30.1
(うち白色トレイ)	(引渡量) 33.1	(独自処理量) 32.3	(引渡量) 31.5	(独自処理量) 30.8	(引渡量) 30.1
	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み=直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
4,887人 (人口減少率) 97.70%	4,772人 (人口減少率) 97.65%	4,656人 (人口減少率) 97.57%	4,551人 (人口減少率) 97.74%	4,446人 (人口減少率) 97.69%

※人口減少率は関川村人口ビジョンの基となる日本の地域別将来推計人口(H30)から、給水人口算出のために建設課で独自集計した数値を使用

10 分別収集をする者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の種類	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール製の容器	缶	村の委託業者による定期収集	民間業者
	アルミ製の容器			
びん	無色のガラス製容器	びん		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙	飲料用紙製容器	飲料用紙パック		
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	その他紙類		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		村（委託業者）
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

容器包装廃棄物の選別・圧縮・保管等は次のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製の容器	缶	樹脂製カゴ	トラック	民間業者
アルミ製の容器		樹脂製カゴ		
無色のガラス製容器	びん	紙ひもで十字に縛る	パッカー車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	ネット	トラック	村（委託業者）
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	その他紙類			
ペットボトル	ペットボトル	ネット		
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	ネット		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- (1) 村民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、住民や事業者、行政が協力して分別収集体制を整備する。
- (2) 全村民が資源物をリサイクルしやすい環境をつくるため、広報紙やホームページで広報を行う。
- (3) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画策定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。
- (4) 分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。